

仕 様 書

1 件名

港区立みなと芸術センターシンボルマーク作成等業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 履行場所

港区役所 3 階地域振興課（港区芝公園一丁目 5 番 2 5 号）ほか

4 業務目的

令和 9 年度開館予定の、港区立みなと芸術センター（以下「センター」という。）の魅力やイメージを象徴的かつ効果的に表現するシンボルマーク等を制作し、区の文化芸術の中核拠点として、センターのブランドイメージを構築し、国内外にセンターの認知度拡大や魅力を向上させるための取組を実施する。

本業務では、専門的な知識や実績を有する事業者に、センターのシンボルマーク等の作成業務及びそのシンボルマークの活用方法の具体案の提案について委託により実施する。

なお、シンボルマークとは施設を象徴した図形（マークとロゴの組み合わせ）のことをいう。

5 業務内容

(1) シンボルマークの制作

センターの魅力やイメージを発信するため、愛称を踏まえたシンボルマークを制作すること。なお、シンボルマークの決定に当たっては、発注者と協議の上、発注者の指示に従い必要な修正を行うこと。

ア センターの基本理念、特徴及び愛称を踏まえたデザインであること。

※基本理念等については、以下のホームページを参照すること。

・ 区ホームページ

<https://www.city.minato.tokyo.jp/bungeiseibitan/bungeihall-index.html>

・ みなと芸術センターのホームページ

<https://www.minatoartscenter.jp/>

※愛称の意味

【こ と ば】

「minato（港）」の m と「me（私）」の m を「~」でつなげることにより、

地域と私が結びつきを持っていることを表現している。

【ひびき】

センターは、施設・人的体制・事業が一体となって自らも育つ施設のため、「無」から生み出す、「無限大」の可能性（む うむ）を表している。

【デザイン】

顔文字で使う手（m）と手（m）で人々が相互に関わり合うことを表し、「~」は波であり港区の海と砂浜の情景を表現している。

イ 印刷物やホームページ等、幅広い用途においても活用が可能であること。

ウ デザインはオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。

エ モノクロで印刷した場合であっても、視認性が高くシンボルマークの区別ができるデザインであること。

オ マーク、ロゴ又は振り仮名を組み合わせて使用できるよう作成すること。

カ 海外において使用しても各国文化において誤解を招くおそれがないこと。

キ ユニバーサルデザイン（区が定める「港区バリアフリー基本構想」及び「港区カラーバリアフリーガイドライン」）や多様性に配慮していること。

（２）シンボルマーク使用に当たってのマニュアル制作

決定したシンボルマークを使用するためのマニュアル（A４判、Word 及び PDF 形式）を制作すること。

ア デザインコンセプト

イ マーク表示色の指定

ウ マーク（図形）

エ ロゴ

（デザインされた文字（正式名称及び愛称（港区立みなと芸術センター m~m））

※英語の正式名称及び愛称（Minato Arts Center m~m）も作成してください。

※愛称の振り仮名は「むーむ」（英語の場合は「mu mu」です。

オ マーク、ロゴ又は振り仮名の組み合わせバリエーション

カ ネガティブ（反転）表示パターン

キ 余白（アイソレーションエリア）の設定

ク 表示色と背景色の関係

ケ 使用書体

コ 最小仕様サイズの設定

サ 禁止事項の設定

（３）シンボルマークを活用した取組の提案

（１）で制作するシンボルマークを活用し、区民、区外、国外等にセンターの認知度拡大や魅力を向上させるための具体的な取組について複数提案すること。また、区とセンターの指定管理者と協議し、助言等の支援を行うこと。

（４）先行商標調査

(1) で制作したデザインについて、先行の類似品・既製品等がないか調査を行い、報告書（A4判、Word 及び PDF 形式）を提出すること。

(5) 商標登録出願

発注者との協議を経て完成したシンボルマークについて、商標登録に向けて、特許庁に商標登録出願を行い、出願後に特許庁からの指示等があった場合は、適宜対応すること。

なお、商標登録出願業務の区分は、第35類（広告業等）・41類（演劇の上演等）・43類（会議室の貸与等）とし、商標登録出願に要する費用については、受注者が負担するものとする。

(6) 打合せへの出席

(1) から (5) までの業務に関し、区及び指定管理者等との打合せを必要に応じて実施し、事業の進捗状況、計画等について報告を行うとともに、随時連絡調整を行うこと。なお、打合せには、デザイナー等、シンボルマーク制作の主たる担当者が必ず出席すること。

6 著作権等

- (1) 受注者の制作作品の知的財産権に関して生じた問題について、委託決定の前後にかかわらず発注者は一切の責任を負わない。
- (2) 受注者は第三者が有する著作権や商標権等の権利を侵害しないものであることを保証すること。また、他者の著作権侵害など知的財産権等に関わる問題が生じた場合は受注者が全責任を負うこと。
- (3) シンボルマーク等の成果物に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、発注者に帰属するものとする。また、受注者は成果物に関する同一性保持権（著作権法第20条）及び著作者人格権その他一切の権利を行使しないこと。
- (4) 受注者は、発注者がシンボルマーク等の成果物の商標登録出願及び商標登録することを認めること。
- (5) シンボルマーク等の成果物は、発注者が必要と判断する目的に利用できるとともに、発注者が認める第三者に使用させることができるものとする。
- (6) 盗作等の不正な行為が判明した場合は契約しないものとし、契約締結後に判明した場合はその契約を解除する。

7 契約方法及び支払方法

契約代金は、すべての業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括で支払うこととする。

8 成果品

(1) 成果品の仕様

ア シンボルマーク

CD-R：PDFデータ版（印刷用原稿データ）	1部
イラストレータデータ(aiデータ)	1部
JPEGデータ	1部

イ マニュアル

印刷・製本済みのもの（A4版）	1部
CD-R：PDFデータ版	1部

ウ シンボルマークを活用した取組

（ア）報告書（印刷・製本済みのもの）	1部
（イ）PDFファイル	1部
（ウ）CD-R：PDFデータ版	1部
ワード・エクセルでのデータ	1部

（2）納期

令和8年3月31日

（3）納品場所

港区役所

9 受注者の責務

- （1）受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- （2）受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- （3）受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- （4）受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- （5）受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- （6）受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- （7）受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- （8）受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- （9）受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

10 「環境により良い自動車利用」について

(1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

(2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。

(3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に係るガイドライン（平成29年3月16日付改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

11 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

12 担当

港区 産業・地域振興支援部 地域振興課 みなと芸術センター整備担当

電話 3578-2342 FAX 3438-8252